

## 表彰規程

### (目的)

第 1 条 この規則は、日本水産工学会（以下、「本会」という。）の定款第 4 条第 4 号の規定に基づく「水産工学に関する調査研究および事業への表彰」並びに、他の賞への推薦に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (種別)

第 2 条 この賞の種別は次の通りとする。日本水産工学会賞 水産工学奨励賞 水産工学技術賞 水産工学論文賞、水産工学特別賞、学生優秀賞

### (日本水産工学会賞)

第 3 条 日本水産工学会賞は水産工学に関する学問または技術の進歩に貢献する優秀な業績を挙げた会員に授与する。

### (水産工学奨励賞)

第 4 条 水産工学奨励賞は「水産工学」に掲載された論文のうち独創性があり今後の水産工学の発展に寄与することが期待されるもので、40 歳以下の会員により発表されたもの。

### (水産工学技術賞)

第 5 条 水産工学技術賞は水産工学に関する計画・設計・建設・管理・運用等について現場で優秀な業績を挙げたもので、個人・グループ・組織体のいずれでもよいが、日本水産工学会に所属していなくてはならない。

### (水産工学論文賞)

第 6 条 水産工学論文賞は、学会誌に掲載された過去 3 年間の論文のうち、学術上ならびに応用上特にすぐれた論文を執筆した正会員および学生会員に授与する。

### (水産工学特別賞)

第 7 条 特に優れた水産工学に関する調査研究および事業をおこなった会員あるいは個人、機関等に授与する。

### (学生優秀賞)

第 8 条 学術講演会における学生(学部生および大学院生:高等専門学校,高等学校を含む)による一般講演のうち、特に優れた発表を行った学生会員に授与する。

(他の賞への推薦)

第 9 条 本会以外が行う表彰への推薦についても、本会での表彰に準じて選考できるものとする。

(募集および選考方法)

第 10 条 第 3 条から第 6 条に規定する各賞については、適切な時期に発刊される「水産工学」において公募を行い、会員が推薦する。

2 各賞を選考するために選考委員会を設ける。

3 選考委員会の委員は理事会の推薦により理事のなかから会長が委嘱するものとし、その定員は 10 名以上 15 名以下とする。

4 選考委員会の委員長は理事のなかから選任する。

5 選考委員会は審査対象について必要に応じ専門家の意見を徴することができる。

6 理事会は選考委員会の報告に基づいて受賞者を決定し会長に報告する。

7 この賞は、日本水産工学会総会において会長が授与する。

8 これらの賞に関わる事務は、総務委員会が行う。

第 11 条 第 8 条に規定する学生優秀賞の選考については、別途定める。

2 この賞に関わる選考および事務は企画委員会が行い、理事会ならびに会長に報告する。

第 12 条 第 9 条に規定する本会以外が行う表彰への推薦については、第 10 条に準じて選考を行うものとし、詳細は別途定める。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2024 年度の総会終了後から施行する。